

「学校ネットパトロール事業」実施業務委託業者の選定に伴う公募プロポーザル実施要領

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、日程等に変更が生じる可能性があります。
変更時には、改めて公表および関係者へご連絡いたします。

1 事業の目的

情報通信技術が急速に発達し、特にスマートフォンの急速な普及などに伴い、インターネット上での誹謗中傷やいじめのほか、望まない個人情報の流出、さらには犯罪に子どもたちが巻き込まれ、生命の安全が脅かされる事例などが発生している。

本事業は、情報端末を使用した問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、インターネット上における市立小・中・高等学校に関する書き込みや有害サイトの検索・監視業務、サイト管理者等への削除要請などを行う。

2 業務内容

- (1) 業務名称 学校ネットパトロール事業
- (2) 業務概要 函館市立小・中・高等学校を対象とした学校ネットパトロール事業の企画および運営（詳細は「学校ネットパトロール事業にかかる企画提案指示書」によること。）
- (3) 業務場所 函館市内
- (4) 実施期間 契約の日から令和3年（2021年）3月31日まで
（単年度で終了）
- (5) 委託料上限額 8,732千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

当該プロポーザルへの参加資格は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (4) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 審査委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

4 参加表明書の提出

参加表明は、次のとおりとする。また、参加表明がない場合、提案書は提出できない。

- (1) 提出方法 持参または郵送による
(持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出書類
 - ① 参加表明書 別紙様式1のとおり
 - ② 会社概要および業務実績書
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和2年(2020年)4月22日(水) 午後5時 必着

5 説明会の実施

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、説明会は中止とさせていただきます。

説明会の内容については、提出された参加表明書に記載されている連絡先へ郵送にて資料を送付させていただきます。

6 質問の受付および回答

当該プロポーザルに関して質問のある場合は、13に記載する連絡先あて電子メールにより質問票を提出すること。

質問の回答については、適宜、函館市ホームページに掲載する。

- (1) 質問票の提出期限 令和2年5月8日(金) 午後5時
- (2) 質問票の様式 別紙様式2のとおり

7 提案書の提出

- (1) 提出方法 持参または郵送による
(持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出書類
 - ① 提案書かがみ 別紙様式3のとおり 1部
 - ② 提案書 正本 1部、副本 9部
「学校ネットパトロール事業にかかる企画提案指示書」により必要な事項を記載の上、コピーが可能なA4用紙(片面)で作成のこと。
 - ③ 誓約書 別紙様式4のとおり 1部
- (3) 提出期限 令和2年5月15日(金) 午後5時 必着
- (4) その他 期限までに提案書等の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

8 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、プレゼンテーションおよびヒアリングは中止とさせていただくとともに、下記のとおり変更させていただきます。

提出された提案書に基づき、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを録画し、その資料を提出すること。同時に、審査委員による提案および提出書類に対する質問の回答についても録画すること（質問内容については、別途送付する）。

- (1) 提出方法 持参または郵送による
(持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出資料 プレゼンテーション動画（DVD）
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 5月25日（月）

9 選考審査について

(1) 審査会の設置

プロポーザルの審査に際しては、学識経験者および市職員で構成する審査会を設置する。

(2) 評価基準

プロポーザルの審査にあたっては、提案書およびプレゼンテーション等について、審査会において以下の評価基準により総合的に判断する。

- ① 提案の的確性 30点
- ② 提案の創造性 30点
- ③ 積算額の妥当性 10点
- ④ 提案者の業務実績 10点
- ⑤ 業務遂行能力 20点 合計100点（審査員1人あたり）

また、各基準項目につき次のとおり5段階評価し、各項目で得られた点数を合計したものを当該提案の得点とする。

- A：優秀である（配点×1.0）
- B：満足できる（配点×0.8）
- C：平均的である（配点×0.5）
- D：物足りない（配点×0.2）
- E：劣っている（配点×0）

(3) 選考結果の通知

選考結果については、参加者全員に文書で通知する。なお、電話・FAXまたは電子メール等による選考結果の問い合わせには一切応じない。また、採否についての異議申し立てはできない。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 主なスケジュール

令和2年4月16日（木）	プロポーザル公募の公表開始
令和2年4月22日（水）	参加表明書の提出期限
令和2年4月27日（月）	公募説明会の開催 ※開催中止
令和2年5月 8日（金）	仕様に対する質問票の提出
令和2年5月15日（金）	提案書等の提出期限
令和2年5月18日（月）	提案書に対する質問受付開始
令和2年5月20日（水）	提案書に対する質問提出期限
令和2年5月21日（木）	提案書に対する質問内容送付
令和2年5月25日（月）	プロポーザル審査会 ※開催中止
	プレゼンテーション動画提出期限
令和2年5月下旬	契約締結
令和2年6月1日（月）	業務開始

12 その他

- (1) 提出書類等の作成および提出に関する費用の全ては提案者の負担とする。
- (2) 業務内容は、採択されたプロポーザルの内容を基本とするが、函館市の指示のもと変更・修正を加える場合がある。
- (3) 提出された全ての書類は、本プロポーザル審査以外の目的では使用しない。また、提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類等は、函館市情報公開条例の定めるところにより、公開される場合がある。

13 書類提出および連絡先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市教育委員会学校教育部学校教育課

担当：丹内，外崎

TEL 0138-21-3553 FAX 0138-26-7901

E-mail: gakkokyoiku@city.hakodate.hokkaido.jp

※学校教育課HP

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/gakkokyoiku/>

(別紙様式 1)

参加表明書

業務の名称 学校ネットパトロール事業

標記業務に関するプロポーザルについて、(関係書類を添えて) 参加表明いたします。

令和 年 月 日

函館市長 様

(提出者) 住 所
名 称
代表者
電話番号
E-mail:

印

(摘要) 必要に応じて会社概要および業務実績書を添付すること。

(別紙様式2)

質 問 票

令和 年 月 日

函館市長 様

(提出者) 住 所
名 称
質問に対する責任者の役職・氏名

電話番号
E-mail:

以下の事項につき質問いたします。

業 務 名	学校ネットパトロール事業
質問事項	

(別紙様式 3)

プロポーザル提案書

業務の名称 学校ネットパトロール事業

標記業務についてプロポーザル提案書を提出します。

令和 年 月 日

函館市長

様

(提出者) 住 所
名 称
代表者
電話番号
E-mail:

印

(別紙様式 4)

誓 約 書

申請者およびその代表者が、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 9 月 30 日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- (4) 応募書類提出の際、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては、更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 審査委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

令和 年 月 日

所在地または代表者の住所

(申請者) 名 称
代表者の氏名
電話番号

印

函館市長 様

学校ネットパトロール事業にかかる企画提案指示書

1 企画提案の内容

以下のそれぞれの事項について、総合的に企画提案すること。また、ここでは、個人サイト、掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ブログ、プロフィールサイト、家出サイトなど、学校が運営する公式サイトとは別に公開されているサイト全てを「学校非公式サイト等」という。

（１）有害情報や学校非公式サイト等の検索および監視

インターネット上における、市立小・中・高等学校に関する学校非公式サイト等の情報収集および調査・検索を行う。

また、検索したサイトのうち、誹謗中傷など有害な情報や不適切な書き込みを発見した場合は、継続的に監視する。

① 検索・監視時間：土・日曜日、祝日、12/29～1/3を除く。

検索・監視時間については8:30～18:30（10時間）

②実施体制：業務処理責任者1名、業務担当者1名以上をおくこと。

（２）学校非公式サイト等の検索結果の報告

（１）の業務により取得したURL等について、目視を行い、次のとおり整理・分類し、市教育委員会および該当学校に報告する。また報告は必要に応じ、紙媒体で求める場合がある。

なお、報告に当たっては、URLのみではなく、出来る限り個人を特定したうえ、発見したものの画像データと共に報告すること。また、緊急性のガイドラインについては市教育委員会との協議による。

①緊急性を要するもの

速やかにFAXおよび電子メールで報告のほか、電話で報告

②緊急性はないが児童生徒に悪影響を与えるもの

週毎に任意様式により電子メールで報告

③その他の情報

月毎に任意様式により電子メールで報告

（３）学校非公式サイト等における誹謗中傷などの書き込み削除要請

（２）の報告を受けた市教育委員会からの指示により、書き込み情報等について、サイト運営者やプロバイダに削除依頼を要請する。

（４）履行確認の報告

検索のためにアクセスした全てのサイトのアクセスログおよび日時等について、定期的に報告する。

2 その他記載事項

1のほか、提案書には次の事項について記載すること。

- (1) 業務処理体制（担当者数など）
- (2) 業務実績（主に本事業に関連性のあるもの）
- (3) 個人情報保護について
- (4) 業務委託金額の内訳